

市民館跡地エリア整備基本構想・基本計画に関する有識者検討会議設置要綱

(設置)

第1条 市民館跡地エリア整備基本構想・基本計画（以下「基本構想・基本計画」という。）の策定に当たり、専門的かつ客観的な見地から幅広く意見を求めることを目的として、市民館跡地エリア整備基本構想・基本計画に関する有識者検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会議は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 市民館跡地及びその周辺の整備に関すること。
- (2) その他基本構想・基本計画の策定に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 検討会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 学識経験者
- (2) 教育関係者
- (3) 文化関係者
- (4) 子育て支援関係者
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、選任された日から第2条に規定する事務が終了する日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 検討会議に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、検討会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 検討会議の庶務は、市民館跡地利活用推進担当課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営について必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年12月1日から施行する。
- 2 第6条第1項の規定にかかわらず、最初の会議は、市長が招集する。